法第８８条（工作物への準用）

準用工作物である汚物処理場等の規模

令第１３８条第３項第５号に規定する汚物処理場等とは、令第１３０条の２の３第１項第２号、第３号、第５号及び第６号に規定する規模（人員）を超える処理能力を有するものをいう。